

2020年4月8日

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による
緊急事態宣言を受けて

一般社団法人 日本損害保険協会
会長 金杉 恭三

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

さて、昨日、政府から改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発せられ、感染が拡大する東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県では外出自粛要請が行われました。

このような国を挙げた緊急事態に際し、損害保険業界といたしましては、業務の縮小等の対応を行い、感染拡大防止に努めてまいります。

制約された中ではありますが、重要業務である契約手続き業務および保険金支払い業務等につきましては、原則、非対面で継続し社会のインフラとしての機能を維持してまいりますので、ご安心いただきますようお願い申し上げます。

諸事情ご賢察のうえ、何卒、ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

以上